

【件名】 ミネソタ州におけるマスク着用の義務付け

【ポイント】

7月22日（水）、ウオルトズ知事は、7月24日（金）午後11：59から、屋内施設等におけるマスク着用を義務付ける行政命令に署名しました。詳細は本文および関連のリンクをご確認下さい。

【本文】

7月22日（水）、ウオルトズ知事は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、7月24日（金）午後11：59から、屋内施設等におけるマスクまたはフェースカバー（鼻と口を覆うもの）の着用を義務付ける行政命令に署名しました。但し、5歳以下の子供や医療的観点からマスクやフェースカバーの着用が合理的でない個人等は着用義務の例外とされています。

マスク等の着用は、具体的には店舗内や公共の屋内施設内等において義務づけられています。また、労働者は、屋外であっても社会的距離の維持が難しい場合にはマスク等の着用が義務づけられています。この行政命令に違反した個人に対しては、最大100米ドルの罰金の対象となり、事業者等による違反に対しては、最大1000米ドルの罰金および最長90日の収監が科されるほか、民事の法的措置が執られる可能性があります。

今回署名された行政命令の詳細については、以下をご参照ください。

[https://mn.gov/governor/assets/EO%2020-81%20Final%20Filed\\_tcm1055-441323.pdf](https://mn.gov/governor/assets/EO%2020-81%20Final%20Filed_tcm1055-441323.pdf)

本行政命令に係るプレスリリースについては、以下をご参照ください。

<https://mn.gov/governor/news/#/detail/appId/1/id/441210>

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として引き続きマスクの着用、社会的距離の維持等、安全の確保と関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: [ryojil@cg.mofa.go.jp](mailto:ryojil@cg.mofa.go.jp)

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。

